第四十八条の十三第十三項第二号イ中「同令第百四十二条の二の規定の適用がある場合には、同条の規定を適用して計算した金額。」を削り、同条第二十八項中「又は第四項に規定する申告書」を「、第四項、第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書」に「当該申告書」で」を「当該申告書又は更正請求書」に」に「の記載があるものを提出した」を「を記載した総務省令で定める書類の添付がある」に「当該申告書を」を「当該申告書又は更正請求書を」に改め「連続して」を削り「金額に関する事項の記載」を「金額に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付」に改める。

第五十二条の十三の次に次の一条を加える。

（徴税吏員等の固定資産税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第五十二条の十三の二　市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、法第三百五十三条第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2　市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、法第三百五十三条第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3　市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

第三章第二節中第五十二条の十五の次に次の二条を加える。

（道府県の職員及び総務省の職員の固定資産税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第五十二条の十六　法第三百九十六条第一項に規定する道府県指定職員（以下この条において「道府県指定職員」という。）又は同項に規定する総務省指定職員（以下この条及び次条において「総務省指定職員」という。）は、法第三百九十六条第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2　道府県指定職員又は総務省指定職員は、法第三百九十六条第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3　道府県指定職員又は総務省指定職員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

（総務省の職員の固定資産税に関する調査の事前通知に係る通知事項）

第五十二条の十七　法第三百九十六条の二第一項第七号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　調査（法第三百九十六条の二第一項第一号に規定する調査をいう。以下この条において同じ。）の相手方である同項に規定する納税義務者の氏名及び住所又は居所

二　調査を行う総務省指定職員の氏名（総務省指定職員が複数であるときは、総務省指定職員を代表する者の氏名）

三　法第三百九十六条の二第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に関する事項

四　法第三百九十六条の二第三項の規定の趣旨

2　法第三百九十六条の二第一項各号に掲げる事項のうち、同項第二号に掲げる事項については調査を開始する日時において同項に規定する質問検査等を行おうとする場所を、同項第三号に掲げる事項については法第三百八十八条第四項第二号の助言のための調査、法第三百八十九条第一項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査又は法第四百二十二条の二第一項の指示のための調査である旨を、それぞれ通知するものとし、法第三百九十六条の二第一項第六号に掲げる事項については、同号に掲げる物件が地方税に関する法令の規定により備付け又は保存をしなければならないこととされているものである場合にはその旨を併せて通知するものとする。

第三章第二節の次に次の一節を加える。

第二節の二　軽自動車税

（徴税吏員の軽自動車税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第五十二条の十八　市町村の徴税吏員は、法第四百五十条第三項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2　市町村の徴税吏員は、法第四百五十条第三項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3　市町村の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

第五十三条の二の次に次の一条を加える。

（徴税吏員のたばこ税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第五十三条の二の二　市町村の徴税吏員は、法第四百七十条第六項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2　市町村の徴税吏員は、法第四百七十条第六項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3　市町村の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

第三章第四節中第五十四条の前に次の一条を加える。

（徴税吏員の鉱産税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第五十三条の八　市町村の徴税吏員は、法第五百二十五条第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2　市町村の徴税吏員は、法第五百二十五条第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3　市町村の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

第五十四条の三十二の次に次の一条を加える。

（徴税吏員の特別土地保有税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第五十四条の三十二の二　市町村の徴税吏員は、法第五百八十八条第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2　市町村の徴税吏員は、法第五百八十八条第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3　市町村の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

第五十四条の五十九の次に次の一条を加える。

（徴税吏員の市町村法定外普通税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第五十四条の五十九の二　市町村の徴税吏員は、法第六百七十四条第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。